

介護保険事業者(県指定サービス)の指定申請に際しての留意事項について

1. 指定申請受付・相談窓口

福祉部 長寿社会課 介護事業係

場所 奈良市登大路町30番地 県庁本庁舎3階

受付時間 月～金曜日(国民の祝日、12月29日から翌1月3日の間を除く。)の9:00～17:00

電話 0742-27-8532(ダイヤルイン)

FAX 0742-27-3075

※ ご来庁の際は、必ず事前に電話で来庁日時をご予約ください。

2. 指定スケジュール

指定日(事業開始日)は、毎月1日です。申請受付期間は指定日の前々月の1日から月末までです。

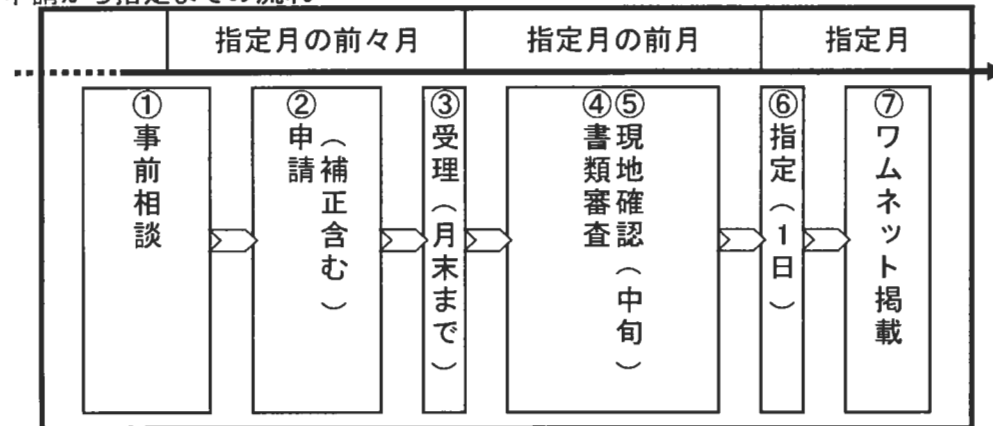
(例) 3月31日に提出、受理 → 5月1日指定

4月1日提出、受理 → 6月1日指定

※ 申請書類に不備等があり、補正が必要なものは受理できません。

※ 月末が閉庁日にあたる場合は直後の開庁日が締切日となります。

3. 申請から指定までの流れ



①事前相談

- ・ 指定基準等の説明、その他質疑応答とともに、事業計画のあらましをお聞きします。
- ・ 事業計画について資料(事業所の計画図面等)がありましたらご持参ください。
- ・ 通所サービス、入所サービスについては、新築、改築等を行う前に計画図面等による事前相談をお勧めします。なお、指定後に新築、改築等を行う場合も同様です。

②申請

- ・ 受付は、福祉部長寿社会課(本庁舎3階)で行います。必ず来庁してください。
- ・ ご来庁の際は、必ず事前に電話で来庁日時をご予約ください。
- ・ 申請は指定月の前々月に行ってください。それより前に提出されても受理できません。

③受理

- ・ 申請書類に不備・記入漏れ等があり補正が必要なもの、所定金額の奈良県証紙が貼付されていないものは受理できません。
- ・ 申請書類の補正等が月末までに間に合わず受理できない場合は、事業開始を希望する月に指定できません。
- ・ 申請書受理後、指定日に事業が開始できない事情やその他申請内容に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。そのまま指定を受けると「虚偽申請」となる場合があります。

④書類審査

- ・ 申請が指定基準を満たしているかどうかを提出された書面により審査します。

⑤現地確認

- ・ 指定月前月の中旬に職員が現地に赴き、施設設備及び人員等について申請書の内容と相違がないかどうかを確認等します。
- ・ 現地確認当日は原則として申請書に記載された従業者の方全員に集まっていただくようお願いいたします。その際、本人を確認できる公的な書類(運転免許証、旅券等)をお持ちください。
- ・ 具体的な日時は指定月前月上旬に調整し、電話でお知らせします。

⑥指定

- ・ 毎月1日付けで指定します。この日から事業を開始してください。
- ・ 指定書を事業所に郵送します。指定書の再発行はできません。

⑦ワムネット掲載

- ・ ワムネット(<http://www.wam.go.jp/kaigo/>)から指定事業所の情報を提供します。

4. 申請時の注意点

(1)法人格について

- ・ 指定を受けるためには、一部サービスを除き法人格が必要です。
- ・ 病院、診療所が行う通所リハ(介護予防サービスを含む。)は当該病院、診療所の開設者が個人の場合はその個人による申請が可能です。

(2)定款等について

- ・ 定款、寄附行為等に申請される事業を記載し、法人が実施する事業として具体的に位置付けてください。登記事項であるときは、登記も済ませてください。
- ・ 介護予防サービスを行うときは介護予防サービスも記載してください。
(例) 介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問介護、通所介護)及び介護予防サービス事業(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)

(3)欠格事項について

- ・ 居宅サービス事業者は介護保険法第70条第2項第4号から第11号までの事項
- ・ 居宅介護支援事業者は介護保険法第79条第2項第4号から第8号までの事項
- ・ 介護予防サービス事業者は介護保険法第115条第2項第4号から第13号までの事項